

令和6年度 中小企業者対象 「持続可能な経営支援事業」のご案内について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 助成事業の趣旨

一般社団法人鳥取県トラック協会では、世界的な燃料高・物価高や円安などで経営を圧迫し、自助努力にも限界に達し危機的な状況の中、県民の経済・産業や暮らしを守るため、物流を停滞させないよう持続可能な経営運営支援を図る。

2. 助成対象者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)であり、県内に本社を有する鳥ト協の会員事業者が、令和6年度の4月1日から同年度の1月末日の間に購入した対象消耗品に対し助成を行う。

3. 対象経費

助成対象とする消耗品は、会員事業者で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用(緑ナンバー)貨物自動車に使用する「尿素水」「タイヤ」(消費税は除く)とする。

但し、他の補助金が交付された消耗品に対しては、助成対象外とする。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額 令和3年度・令和4年度・令和5年度のいずれかの年度と今年度の対象期間との対比で、物価高騰等で上昇した消耗品費用の差額の2分の1とする。ただし、千円未満は切捨てとする。

但し、予算オーバーの時は、申請数に比率(総申請数分の各社申請数)を掛けて助成額を決定します。

(2) 予算枠 365万円

5. 実績報告期限

最終報告期限：令和7年2月20日(木)

提出書類

- ① 持続可能な経営支援事業交付申請書兼実績報告書
- ② 販売会社が作成した対象経費の比較年度の単価が分かる書類
及び販売会社が作成した対象経費の今年度の明細が分かる書類

8. 申請をされる方は、交付要綱・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL：<https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694